

広島県知事免許籍（名簿）訂正・書換申請における必要書類チェック表

※籍（名簿）訂正・書換申請は、氏名変更や本籍地（都道府県）変更があった場合に必要の手続きです。

●籍訂正・書換・再交付申請を受付けている広島県知事免許

准看護師、調理師、栄養士、製菓衛生師

《准看護師》

◎必要書類（籍訂正・書換）

チェック	必要書類名	備考
	手数料 3,400 円	振込用紙は窓口で配布しております。 尾道市では、申請窓口にて手数料の納付はできません。手数料は振込用紙裏面にあるいずれかの機関で納付後、振込証明書を申請時に持ってきてください。
	申請書	窓口においてありますので、窓口にて記入していただくこともできます。
	遅延理由書	変更翌日から 30 日以上経過している場合に必要です。
	戸籍抄（謄）本	発行日から 6 か月以内のもの ※戸籍の移動が複数回ある場合は、変更経緯が分かるように以前の戸籍の除籍抄(謄)本が必要になることがあります。 【日本国籍を有しない場合】 ・短期在留者は、旅券その他身分を証する書類の写し ※窓口にて原本照合をおこなうため原本を持ってきてください。 ・中長期在留者及び特別永住者は、住民票の写し（発行日から 6 か月以内のもので国籍の記載があり、個人番号を省略したもの）が必要です。
	免許証原本	申請から免許証交付までの間、就職活動等で免許証が必要な方は事前にコピーや写真をとっておいてください

《調理師、栄養士》

◎必要書類（名簿訂正・書換）

チェック	必要書類名	備考
	手数料 3,200 円	振込用紙は窓口で配布しております。 尾道市では、申請窓口にて手数料の納付はできません。手数料は振込用紙裏面にあるいずれかの機関で納付後、振込証明書を申請時に持ってきてください。
	申請書	窓口においてありますので、窓口にて記入していただくこともできます。
	遅延理由書	変更から 30 日以上経過している場合に必要です。
	戸籍抄（謄）本	申請日前 6 か月以内のもの ※戸籍の移動が複数回ある場合は、変更経緯をたどれるように以前の戸籍の除籍抄(謄)本が必要になることがあります。 【日本国籍を有しない場合】 ・短期在留者は、旅券その他身分を証する書類の写し ※窓口にて原本照合をおこなうため原本を持ってきてください。 ・中長期在留者及び特別永住者は、住民票の写し（発行日から 6 か月以内のもので国籍の記載があり、個人番号を省略したもの）が必要です。
	免許証原本	申請から免許証交付までの間、就職活動等で免許証が必要な方は事前にコピーや写真をとっておいてください

《製菓衛生師》

◎必要書類（籍訂正・書換）

チェック	必要書類名	備考
	手数料 2,800 円	振込用紙は窓口で配布しております。 尾道市では、申請窓口にて手数料の納付はできません。手数料は振込用紙裏面にあるいずれかの機関で納付後、振込証明書を申請時に持ってきてください。
	申請書	窓口においてありますので、窓口にて記入していただくこともできます。
	遅延理由書	変更翌日から 30 日以上経過している場合に必要です。
	戸籍抄（謄）本	申請日前 6 か月以内のもの ※戸籍の移動が複数回ある場合は、変更経緯をたどれるように以前の戸籍の除籍抄(謄)本が必要になることがあります。 【日本国籍を有しない場合】 ・短期在留者は、旅券その他身分を証する書類の写し ※窓口にて原本照合をおこなうため原本を持ってきてください。 ・中長期在留者及び特別永住者は、住民票の写し（発行日から 6 か月以内のもので国籍の記載があり、個人番号を省略したもの）が必要です。
	免許証原本	申請から免許証交付までの間、就職活動等で免許証が必要な方は事前にコピーや写真をとっておいてください